

調査の趣旨・背景

- 配車アプリは、タクシー等の供給不足の状況下で、限られたタクシー等を効率的に配分し、**旅客の円滑な移動を実現する役割**を果たす。
- 配車アプリは、間接ネットワーク効果が働くデジタルプラットフォームの一種であることから、配車アプリサービス市場において**独占・寡占に至り得る**とともに、利用者との取引において**交渉上優位な立場**にもなり得る。

1 配車アプリに関する取引

(1) 配車マッチングの基準等における差別取扱い・基準等の一方的変更

独占禁止法上違反となる場合の行為類型

- タクシー事業者に対する差別取扱い ⇒ 取引条件等の差別取扱い等
- 基準の一方的変更 ⇒ 優越的地位の濫用

競争政策上望ましいこと

- 配車マッチングの基準等の明確化、透明性の維持向上
- その基準等を変更する際には、変更内容を事前に通知・十分な説明、変更の通知から適用までの期間を十分に設けること

(2) 他の配車アプリの利用制限

独占禁止法上違反となる場合の行為類型

- 排他条件付取引、拘束条件付取引等

(3) タクシーメーター市場で有力な事業者による自社配車アプリの利用強制

独占禁止法上違反となる場合の行為類型

- 抱き合わせ販売等、排他条件付取引、拘束条件付取引等

競争政策上望ましいこと

- タクシー事業者が採用しようとするどの配車アプリでも、ソフトメーターと接続できること
- タクシー事業者が複数の配車アプリを採用しようとする場合には、複数の配車アプリがソフトメーターと接続できること

(4) 優先配車サービス

競争環境の基盤の確保及び旅客の利便性確保の観点から望ましいこと

- 旅客が需給逼迫時に支払う追加額が、運賃等としてタクシー事業者を支払われるようになること（タクシー事業者の収入の向上によるタクシーの供給量の増加につながるため）
- 引き続き、旅客の移動需要を十分に満たされるような環境を確保すること

2 タクシー乗り場の入構・乗車

(1) タクシー乗り場のアプリ配車タクシー等の入構に関する公正な競争環境の整備

独占禁止法上違反となる場合の行為類型

- 競争者に対する取引妨害等

競争政策上望ましいこと

- 一部のタクシー事業者にのみ入構を認める、又はタクシー事業者ごとの入構可能台数に一定の制限を設ける際には、新規参入の阻害につながらないような基準を設定するとともに、タクシー事業者からの個別の申請に対して適切に対応すること

(2) タクシー乗り場のアプリ配車タクシー等の乗車に関する公正な競争環境の整備

競争政策上望ましいこと

- 旅客やアプリ配車タクシー等のタクシー事業者といった利用者のニーズを踏まえ、タクシー乗り場において旅客が、場所的制約の下でもできる限り円滑にアプリ配車タクシー等に乗車することを可能とするための所要の措置を講じること

公正取引委員会の今後の取組

公正取引委員会としては、**独占禁止法又は競争政策上の考え方**の関係事業者等への普及・啓発を行うことを通じ、**事業者間の公正かつ自由な競争の促進につながるような取組が進展**することを期待する。また、**タクシー等配車アプリに関する取引等について注視**するとともに、今後、**独占禁止法上問題となる具体的な事例に接した場合には厳正に対処**していく。